（改善命令）

第五十一条の二十　所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリング補助者講習機関が第五十一条の十四第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録サンプリング補助者講習機関に対し、サンプリング補助者講習を行うべきこと又はサンプリング補助者講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十一条の二十一　所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリング補助者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十一条の十一第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第五十一条の十四（第五項を除く。）から第五十一条の十七まで、第五十一条の十八第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第五十一条の十八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の作成と保存）

第五十一条の二十二　登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行つたときは、サンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及びサンプリング補助者講習修了証の番号を記載した帳簿を備え、サンプリング補助者講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2　登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一　サンプリング補助者講習の講習科目及び時間

二　サンプリング補助者講習を行つた年月日

三　サンプリング補助者講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

四　サンプリング補助者講習の結果

五　その他サンプリング補助者講習に関し必要な事項

3　登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長等に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第五十一条の二十三　所轄都道府県労働局長等は、サンプリング補助者講習の実施のため必要な限度において、登録サンプリング補助者講習機関に対し、サンプリング補助者講習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（所轄都道府県労働局長によるサンプリング補助者講習の実施）

第五十一条の二十四　所轄都道府県労働局長（サンプリング補助者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第五十一条の十七の規定によるサンプリング補助者講習の業務の

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）